第２章　電子マニフェスト（移動報告）制度の概要

１．電子マニフェスト（移動報告）制度の概要

- 自動車リサイクル法では、各事業者が使用済自動車／解体自動車、フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストの「引取り」「引渡し」を行った際、原則としてパソコンで情報管理センターにインターネット経由で報告を行うことが必要になります。
- 具体的な業務フローは下図のとおりです。
- 操作の詳細は「パソコンを利用した移動報告（電子マニフェスト）詳細マニュアル解体工程編」をご覧ください。

２．FAXを利用する場合の移動報告について

- 使用済自動車/解体自動車の引取・引渡報告やエアバッグ類の引渡報告はパソコンの利用が原則となっていますが、やむを得ずパソコンを利用できない場合は、FAXを利用することも可能です。
- 移動報告をFAXで行う場合は、情報管理センターへの手数料の支払いが必要になります。

※FAXを利用する場合は、手数料が必要になることに加え、パソコンを利用する場合と比較して車台一覧の中から車台を選択して移動報告を行うなどの各種便利機能がありません。
また、記入事項が不備・不鮮明な時は、FAXを再度送信していただくことになる点で不便があることから、各事業者における事務効率性の観点からもパソコンの利用をおすすめいたします。

※FAXを利用する移動報告の詳細については「FAXを利用した移動報告詳細マニュアル解体工程編」をご覧ください。

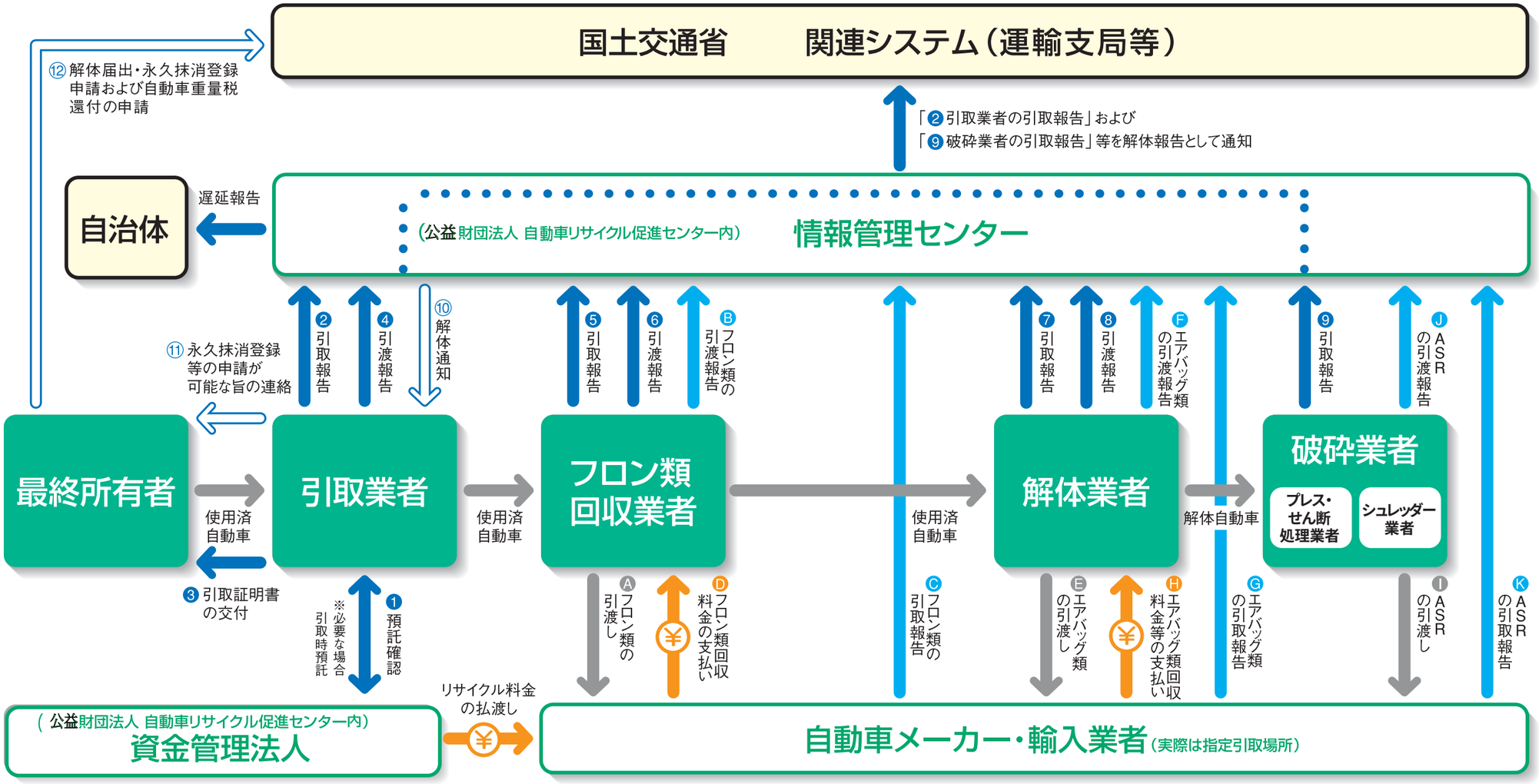

―留意点―

① 移動報告は、引取業者が資金管理法人に預託確認を行った後に、情報管理センターへ引取報告を行うことでスタートとなります。

② 預託確認後、引取業者の引取報告がなされた車両は、その後再販・中古車輸出等を行うことは原則としてできません。

❶～❾：使用済自動車等に係る情報の流れ

ⒷⒸⒻⒼⒿ⒦：フロン類・エアバッグ類・ASRに係る情報の流れ

⑩～⑫：その他の情報の流れ

Ⓓ Ⓗ：お金の流れ

Ⓐ Ⓔ Ⓘ：物の流れ